（その１）

会計	検認	総務	収記		
十	十	四	イト 大	日	○ ○

収　支　報　告　書

令和5年分

（　年　月　日開催分）

1　政治団体の名称（ふりがな）ぼくじゅかい　牧樹会

2　主たる事務所の所在地　埼玉県さいたま市中央区上落合２－１－２４ 三殖ビル５階

3　代表者の氏名　江尻　隆

4　会計責任者の氏名　末廣　慎二

事務担当者の氏名　末廣　慎二

（電話）048-854-0808

（電話）

（電話）

受付 6.4.18 収支公開室 第　号

政治団体の区分

- □ 政党
- □ 政党の支部
- □ 政治資金団体
- □ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
- ■ その他の政治団体
- □ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ■ ２以上の都道府県の区域等
- □ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- □ 有
- ■ 無

公職の種類

資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

- □ 政治資金規正法第19条の７第１項第1号に係る国会議員関係政治団体
- ■ 政治資金規正法第19条の７第１項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名　牧原　秀樹

公職の種類　衆議院議員(現職)

資金管理団体の指定の期間

令和　年　月　日から

令和　年　月　日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和　年　月　日から

令和　年　月　日まで

104750

（その２）

1　収支の総括表

収入総額		8 6 8 4 4 6 9
	（前年からの繰越額）	4 6 0 9 4 3 3
	（本年の収入額）	4 0 7 5 0 3 6
支出総額		3 6 2 4 0 2 9
翌年への繰越額		5 0 6 0 4 4 0

2　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金額	0
員数	0人

(2) 寄附		
ア　寄附（イを除く。）の区分	金額	備考
(ｱ) 個人からの寄附	3 2 1 0 0 0 1	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	0	
小計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	3 2 1 0 0 0 1	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合計　（ア＋イ）	3 2 1 0 0 0 1	

（その3）

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入

行番号	事業の種類	金額（十億 百万 千 円）	備考
1	その他の事業費（昼食勉強会）	865000	
	この頁の小計	865000	
	合計	865000	

（その6）

(6) その他の収入

行番号	摘　　要	金　　額	備　　考
		十億　百万　千　円	
	この頁の小計	0	
	1件10万円未満のもの	3 5	
	合　　計	3 5	

（その7）

（7） 寄附の内訳

寄附者の区分 1.個人

行番号	寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金額（十億 百万 千 円）	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考
1	林　暁兵	100000	R5/6/9	東京都港区西麻布２－２１－５	無職	
2	平松　由紀夫	10000	R5/6/9	東京都目黒区八雲５－１８－９	無職	
3	牧原　稔	120000	R5/6/9	東京都大田区上池台２－４－７	無職	
4	牧原　稔	1000000	R5/11/6	東京都大田区上池台２－４－７	無職	
5	（小計）	1120000				
6	古志　豪也	10000	R5/6/10	千葉県鎌ヶ谷市西佐津間２－９－１１	無職	
7	井原　正	10000	R5/6/12	埼玉県さいたま市中央区本町西２－９－５	会社役員	
8	大倉　浩	20000	R5/6/12	埼玉県さいたま市浦和区仲町３－１０－７	弁護士	
9	大倉　浩	20000	R5/6/27	埼玉県さいたま市浦和区仲町３－１０－７	弁護士	
10	（小計）	40000				
11	石橋　雄太郎	20000	R5/6/19	東京都世田谷区等々力７－２７－１６－２０２	無職	
12	小泉　淑子	10000	R5/6/22	神奈川県鎌倉市今泉台６－１１－４	弁護士	
13	武笠　隆	10000	R5/6/23	埼玉県さいたま市西区西大宮１－１９－１１	会社役員	
14	清水　琢磨	10000	R5/6/26	東京都港区西麻布４－７－６堀田坂ハウス１０２	弁護士	
15	須藤　英章	100000	R5/6/27	東京都港区元麻布１－２－１２－４０６	弁護士	
	この頁の小計	1440000				
	その他の寄附					
	合計					

（その7）

（7） 寄附の内訳

寄附者の区分　1.個人

行番号	寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金額（十億 百万 千 円）	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考
16	小川　光蔵	20,000	R5/6/28	東京都世田谷区成城１－１８－６	無職	
17	石川　公也	20,000	R5/6/28	東京都渋谷区神宮前２－３０－２３－２０３	会社社長	
18	伊東　満彦	50,000	R5/6/29	宮城県仙台市青葉区国見が丘４－８－３	弁護士	
19	牧原　義明	100,000	R5/6/30	茨城県つくば市香取台Ｂ５５－６	無職	
20	三森　仁	60,000	R5/6/30	東京都杉並区宮前４－１２－２９	弁護士	
21	佐藤　紀弘	30,000	R5/7/5	東京都渋谷区桜丘３０－１５－６０１	無職	
22	岸　慶子	100,000	R5/7/6	神奈川県川崎市多摩区東生田１－１０－３－５０１	無職	
23	筒井　久	5,000	R5/7/7	東京都世田谷区野沢３－２２－２３	無職	
24	福岡　晃平	20,000	R5/7/7	東京都大田区山王３－３６－４	無職	
25	篠島　秀明	10,000	R5/7/10	東京都目黒区柿の木坂２－２４－２１	無職	
26	宗　靖子	20,000	R5/7/10	東京都西東京市住吉町３－４－１４	無職	
27	本多　隆	10,000	R5/7/11	埼玉県さいたま市大宮区高鼻町２－３２０－７０	無職	
28	藤田　泰敏	5,001	R5/7/12	東京都大田区田園調布３－５－３	無職	
29	江尻　隆	100,000	R5/7/14	東京都新宿区住吉町４－１－２１１	弁護士	
30	井野口　雄一	120,000	R5/7/20	埼玉県さいたま市北区吉野町１－４３９－８	会社社長	
	この頁の小計	670,001				
	その他の寄附					
	合計					

（その7）

	（7） 寄附の内訳				寄附者の区分	1.個人	
行番号	寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金額（十億 百万 千 円）	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考	
31	本多　均	120000	R5/7/26	埼玉県さいたま市大宮区桜木町１－１１－１５－２３０２	会社社長		
32	田口　高達	200000	R5/7/31	埼玉県さいたま市中央区上落合１－９－１－２０４	不動産業		
33	宗像　英明	120000	R5/8/17	埼玉県さいたま市南区別所２－３２－１９	弁護士		
34	大野　博之	120000	R5/8/24	埼玉県さいたま市浦和区常盤３－１２－２１	学校法人理事長		
35	池本　俊雄	30000	R5/11/1	神奈川県川崎市宮前区有馬１－２－６－２１８	無職		
36	牧原　宏之	100000	R5/11/30	東京都世田谷区等々力７－２７－１６	無職		
37	岡本　比呂志	50000	R5/12/28	東京都練馬区東大泉１－１５－４	学校法人理事長		
38	梅野　晴一郎	300000	R5/12/28	東京都杉並区桃井３－１０－１ロイヤルパークス荻窪４１１	弁護士		
	この頁の小計	1040000					
	その他の寄附	60000					
	合計	2100001					

（その13）
3　支出項目別金額の内訳

(1)　支出の総括表

項目	金額（十億 百万 千 円）	備考
1　経常経費 (1)　人件費	0	
(2)　光熱水費	0	
(3)　備品・消耗品費	2558100	
(4)　事務所費	12091810	
小計	14649910	
2　政治活動費 (1)　組織活動費	2440140	
(2)　選挙関係費	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	4150240	
ア　機関紙誌の発行事業費	0	
イ　宣伝事業費	0	
ウ　政治資金パーティー開催事業費	0	
エ　その他の事業費	4150240	
(4)　調査研究費	0	
(5)　寄附・交付金	15000000	
(6)　その他の経費	0	
小計	21590380	
合計	36240290	

（その14）

（2） 経常経費 （人件費を除く。） の内訳

項目別区分 3.備品・消耗品費

行番号	支出の目的	金額（十億 百万 千 円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	コピー使用料	31369	R5/3/6	*1	東京都江東区豊洲2-2-1	
2	コピー使用料	30089	R5/4/6	*2	東京都江東区豊洲2-2-1	
3	コピー使用料	74589	R5/5/8	*3	東京都江東区豊洲2-2-1	
4	コピー使用料	16211	R5/6/6	*4	東京都江東区豊洲2-2-1	
5	コピー使用料	28766	R5/7/6	*5	東京都江東区豊洲2-2-1	
6	コピー使用料	34069	R5/8/7	*6	東京都江東区豊洲2-2-1	
7	コピー使用料	11382	R5/12/6	*7	東京都江東区豊洲2-2-1	
	この頁の小計	226475				
	その他の支出	29335				
	合計	255810				

（その14）

（2） 経常経費 （人件費を除く。） の内訳

項目別区分 4.事務所費

行番号	支出の目的	金額（十億 百万 千 円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	切手代	1,260円	R5/6/22	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
2	車両代	6,100,000	R5/2/28	トヨタカローラ新埼玉株式会社	埼玉県さいたま市中央区円阿弥3-3-20	*1
3	車両保険代	69,090	R5/4/26	東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区大手町2-6-4常盤橋タワー	
4	車両保険代	1,473,500	R5/4/26	東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区大手町2-6-4常盤橋タワー	
5	車両保険代	73,250	R5/4/26	東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区大手町2-6-4常盤橋タワー	
6	車両保険代	758,900	R5/7/31	東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区大手町2-6-4常盤橋タワー	
7	車両保険代	63,590	R5/8/31	東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区大手町2-6-4常盤橋タワー	
8	車輌整備代	71,511	R5/12/26	有限会社与野自動車整備工場	埼玉県さいたま市中央区本町東7-4-9	
9	車両保険代	49,020	R5/12/26	東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区大手町2-6-4常盤橋タワー	
	この頁の小計	1,172,301				
	その他の支出	36,880				
	合計	1,209,181				

（その15）

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分　1.組織活動費　（組織対策費）			
行番号	支出の目的	金額（十億 百万 千 円）		年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	贈答品費	10800		R5/3/14	パスカル・ル・ガック東京店	東京都港区赤坂2-12-13 1階	
2	お花代	33825		R5/11/29	株式会社東京ガーデン	東京都港区麻布台1-7-2神谷町麻布台ビル1階	
この頁の小計		44625					
その他の支出		16449					
合計		61074					

（その15）

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分　1.組織活動費　（会費）			
行番号	支出の目的	金額（十億 百万 千 円）			年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	懇親会費			20000	R5/7/7	長島・大野・常松法律事務所	東京都千代田区丸の内2-7-2ＪＰタワー	
2	会合費			82940	R5/8/24	有限会社ラ.ベットラ　ダ　オチアイ	東京都中央区銀座1-21-2	
	この頁の小計			102940				
	その他の支出			80000				
	合計			182940				

（その15）

（3） 政治活動費の内訳

項目別区分　6.その他の事業費　（ その他の事業費 ）

行番号	支出の目的	金額（十億 百万 千 円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	1月昼食勉強会お弁当代	91260	R5/1/10	ちとせ株式会社	東京都世田谷区千歳台3-9-6サングレース千歳台1階	
2	4月昼食勉強会お弁当代	147400	R5/4/10	赤坂津つ井	東京都港区赤坂2-22-24	
3	9月昼食勉強会お弁当代	155520	R5/9/12	株式会社新橋亭	東京都港区新橋2-4-2	
	この頁の小計	394180				
	その他の支出	20844				
	合計	415024				

（その15）

(3) 政治活動費の内訳

項目別区分　8.寄附・交付金　（寄附金　）

行番号	支出の目的	金額（十億 百万 千 円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	寄附金	1,500,000	R5/2/10	自由民主党埼玉県第五選挙区支部	埼玉県さいたま市中央区上落合2-1-24三殖ビル5F	
	この頁の小計	1,500,000				
	その他の支出	0				
	合計	1,500,000				

（その17）

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	■	
イ　建物	□	■	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	■	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	■	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	■	
カ　金銭信託	□	■	
キ　有価証券	□	■	
ク　出資による権利	□	■	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	■	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	■	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	■	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	■	

（その20）

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

□　1　領収書等の写し

□　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

■　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和6年4月16日

政治団体の名称　牧樹会

会計責任者の氏名　末廣　慎二

代表者の氏名
（解散時のみ記入）

（オンライン提出）

（別紙）

様式	注釈番号	見切れ文字列　（同一の注釈番号で２行に記載がある場合、上段が訂正後、下段が訂正前）
その14 ３.備品・消耗品費	*1	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社
その14 ３.備品・消耗品費	*2	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社
その14 ３.備品・消耗品費	*3	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社
その14 ３.備品・消耗品費	*4	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社
その14 ３.備品・消耗品費	*5	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社
その14 ３.備品・消耗品費	*6	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社
その14 ３.備品・消耗品費	*7	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社
その14 ４.事務所費	*1	2023/3/17(領収書の日付)

政治資金監査報告書

令和６年４月16日

牧樹会
代表　江尻隆　殿

登録政治資金監査人　北村政則
登録番号　第３８７１号
研修終了年月日　平成23年２月９日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、牧樹会の令和５年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、牧樹会の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

３　業務制限

牧樹会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、牧樹会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上